

条例骨子比較表

	鳥取県（手話条例）	長野県（手話条例）	明石市	習志野市
前 文	<ul style="list-style-type: none"> 手話の歴史に対する認識 権利条約等手話の現状 条例制定の趣旨 	<ul style="list-style-type: none"> 手話の歴史に対する認識 権利条約、基本法等手話の現状 条例制定の趣旨 	<ul style="list-style-type: none"> 手話の歴史に対する認識 コミュニケーション手段の現状 条例制定の趣旨 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション保障に対する認識 手話に対する認識 条例制定の趣旨
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現 手話が独自の言語体系を有する文化的所産であること等を理解 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の手話及びろう者に対する理解の促進 ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、共生する地域社会の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及・理解促進を図り、共生社会を実現
定 義		<ul style="list-style-type: none"> ろう者 手話の普及等 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者 ろう者 社会的障壁 手話等コミュニケーション手段 合理的な配慮 コミュニケーション支援従事者等 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい 障がい者 手話、点字等の伝達手段 ろう者 市民団体 事業者 情報保障 コミュニケーション 合理的配慮
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> 手話の普及は個性と人格を互いに尊重することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> 手話の普及等は、手話が文化的所産であることの下に行われる 手話が意思疎通のための手段として選択の機会確保及び、情報の取得又は利用手段としての機会拡大を旨 	<ul style="list-style-type: none"> 手話等コミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、相互理解、個性と人格の尊重を基本 障害特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は最大限尊重 手話の普及は、手話が文化的所産であることの下に行われる 	<ul style="list-style-type: none"> 手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認める 手話が言語であるという認識を深め、ろう者が手話を利用する機会を保障 障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、協働する
県（市）の責務	<ul style="list-style-type: none"> 必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等手話を使用しやすい環境の整備を推進 ろう者、手話通訳者の協力を得て県民の理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 必要かつ合理的配慮を行うとともに手話の普及等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関及び事業者の合理的配慮を支援 関係者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義、理解を深める 手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図り必要な施策を総合的かつ計画的に実施 情報・コミュニケーション保障並びに手話の普及・理解に関する合理的配慮を行う
県（市）民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 手話の意義及び基本理念の理解に努める ろう者は、県の施策に協力し、手話の普及に努める 手話通訳者は、県の施策に協力し手話技術の向上、手話の普及に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 手話に対する関心と理解を深め、手話の普及に関する施策に協力 ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力し、自主的に手話を普及 手話通訳者は、普及施策に協力し手話技術の向上に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用促進に係る施策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、合理的配慮を行うよう努める 市民団体及び事業者は、情報・コミュニケーション保障、手話理解促進に関する合理的配慮を行うよう努める 市民団体及び事業者は、必要な活動及び市の施策への協力を努める
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ろう者に対しサービスを提供するとき、ろう者を雇用するときにおける手話使用への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策への協力及び、手話等コミュニケーション手段の利用に対する合理的配慮に努める 	
市町村との連携（市民団体）		<ul style="list-style-type: none"> 県は、施策の実施に当たり、市町村と連携し、市町村の施策に協力する 		<ul style="list-style-type: none"> 市、市民、市民団体及び事業者は、相互に連携及び協働を図り、施策・活動の実施に 市は、国、他の地方公共団体との連携及び協働に努める
計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画において必要な施策を定め計画的に推進 施策について、手話推進協議会の意見を聴く 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画において必要な施策を定め計画的に推進 施策について、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴く 	<ul style="list-style-type: none"> 環境整備、支援従事者等の確保、普及、利用促進に関する施策を策定 策定にあたり、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会の意見を聴く 	

	鳥取県（手話条例）	長野県（手話条例）	明石市	習志野市
	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を公表し見直しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に位置づけ計画的に推進 	
学ぶ機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 県は、関係機関・団体と協力し、手話を学ぶ機会を確保 県は、職員が手話を学習する取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話講座の開設等必要な施策を講ずる 県は、手話の普及を行う者を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係者と協力し手話を学ぶ機会を提供し、学習会等開催を支援 市は、関係者と協力し、要約筆記等を学ぶ機会を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、市民に手話を学ぶ機会を提供 市は、ろう者が手話を学び使用する機会の確保に努める
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県政に関する情報について、手話を用いた発信に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話による情報発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、手話を用いた情報発信を推進 市が主催する講演会等に手話通訳者を配置 市が主催する講演会等に要約筆記者を配置 市の広報活動、送付文書通知における点字・音訳サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における緊急情報を障害特性に応じて迅速かつ的確に伝達する 情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進 市は、ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行う
通訳者等の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村と協力し、手話を使うことができる者及び指導者の確保・養成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村と協力し、手話を使うことができる者及び指導者の確保・養成及び技術の向上を図る 県は、災害に備え手話を使うことができる者を養成する 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及び指導者の確保及び養成を行う 市は、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行う 市は、触手話、指点字等盲ろう者のコミュニケーション支援者の確保及び養成を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、コミュニケーションを支援する人材の養成をする
通訳者体の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話通訳者の派遣、相談拠点の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話通訳者の派遣等必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣 市は、手話通訳者の派遣及び相談支援活動の支援を行う 市は、要約筆記者等の派遣及び相談支援活動の支援を行う 市長が適当と認める団体が主催する講演会等に要約筆記者を派遣 	
学校における普及	<ul style="list-style-type: none"> ろう児が通学する学校の設置者は、教職員の手話に関する技術の向上に努める ろう児が通学する学校の設置者は、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供及び教育に関する相談支援に努める 県は、手話に対する理解を深めるため手引書の作成等に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ろう者が通う学校の設置者は、手話を学び手話で学べるよう教職員の手話に関する技術の向上に努める ろう者が通う学校の設置者は、ろう者及びその保護者に対する学習の機会の提供及び教育に関する相談支援に努める 県は、手話に対する理解を深めるため資料の作成等に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、学校においてろう児童生徒が手話を学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努める 市は、学校教育における手話の普及啓発を行う 	
事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、事業者が行う取組に対し必要な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話を使用しやすい環境の整備に対し必要な支援を行う 		
ろう者等による普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に普及啓発活動を行うよう努める 			
理解促進の取組			<ul style="list-style-type: none"> 市は、平易な表現等知的障害及び発達障害の特性を踏まえたコミュニケーション手段の利用支援及び理解の促進を図る 市は、代用音声、重度障害者用意思伝達装置等によるコミュニケーション手段の利用支援及び理解の促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図る 市は、社会生活のあらゆる場面で情報保障をすることによりコミュニケーションを図ることができる環境を整備
手話に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する 		<ul style="list-style-type: none"> 手話等コミュニケーション手段の利用に係る調査研究に協力する 	
財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話の普及に関する取組の推進のため、必要な財政上の措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、手話の普及等に関する施策の推進のため必要な財政上の措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲内において必要な財政措置を講ずる 	

	鳥取県（手話条例）	長野県（手話条例）	明石市	習志野市
手話推進協議会	・鳥取県手話施策推進協議会を設置		・明石市手話言語等コミュニケーション推進協議会を設置	
（参考事項）			<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例構成 前文 第1章 総則 第2章 手話言語の確立 第3章 要約筆記・点字・音訳の促進 第4章 多様なコミュニケーション手段の利用促進 第5章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会 	